

放課後児童クラブ運営基準点検表集計結果

埼玉県福祉部子育て支援課
平成19年10月調査

このたび、昨年度に引き続き放課後児童クラブの運営状況について、各クラブに自己点検することを依頼し、あわせて、その取りまとめを各市町村に依頼したところです。放課後児童クラブ運営基準に照らして、クラブの運営状況について確認することにより、適切な放課後児童健全育成事業の運営実施に資することを目的としたものです。

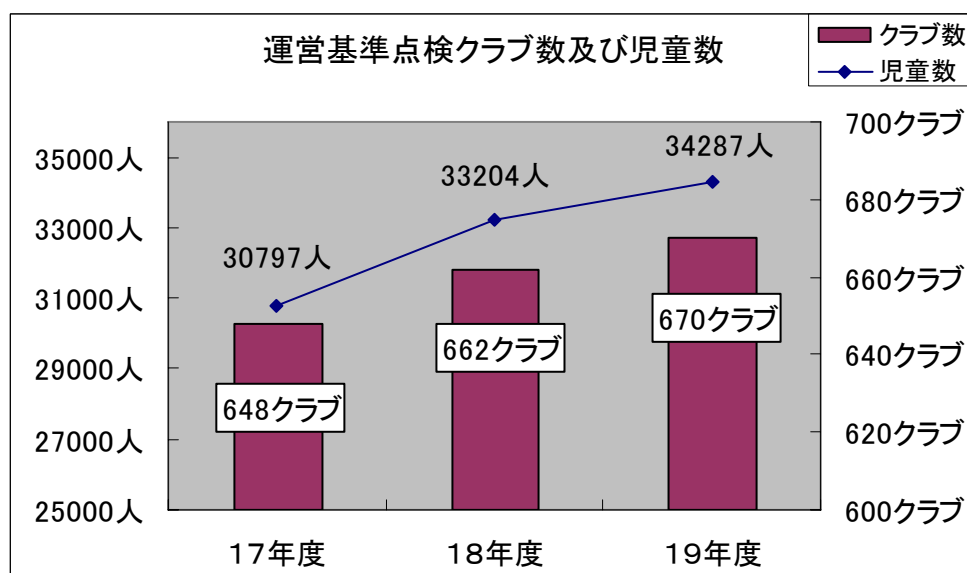
つきましては、その点検に係る結果を以下のとおり集計しました。

※数値は全て運営基準点検表集計結果から。

※16年度点検は8月に実施、17年度以降は10月に実施している。

1 主な指標の推移

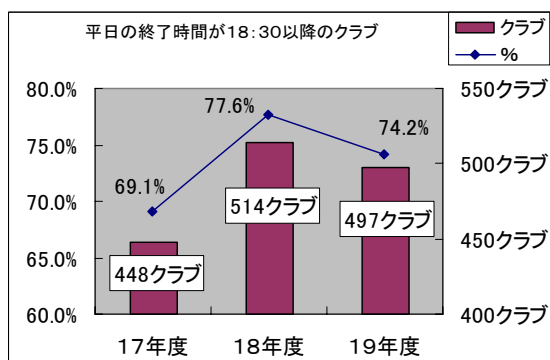
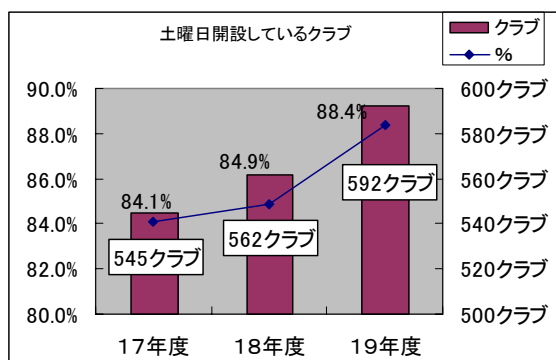
(1) クラブ数及び児童数



点検クラブ数（県補助対象クラブ）は、670クラブで、対前年度比1.2%増である（18年度点検時・対前年度比2.2%増）。

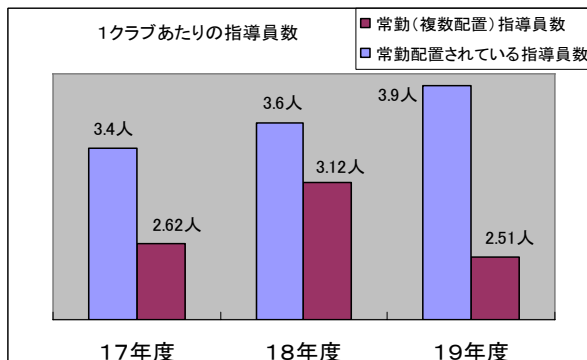
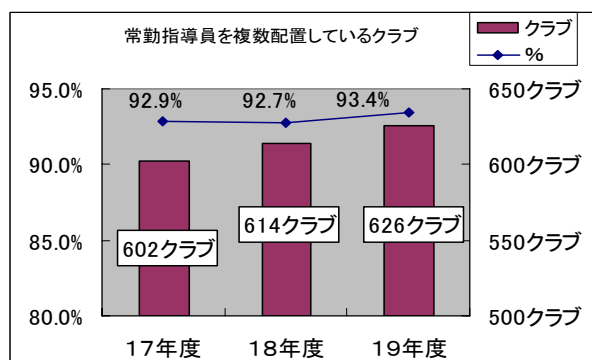
登録児童数は、34,287人で対前年度比3.3%増（18年度点検時・対前年度7.8%増）と増加している。

(2) 運営面について



土曜日に開設しているクラブは、88.4%で前年度比 3.5%増、平日に 18 時 30 分以降まで開設しているクラブは、74.2%で前年度比 3.4%減と、利用者のニーズに対応して、土曜日に開設しているクラブが増加している。

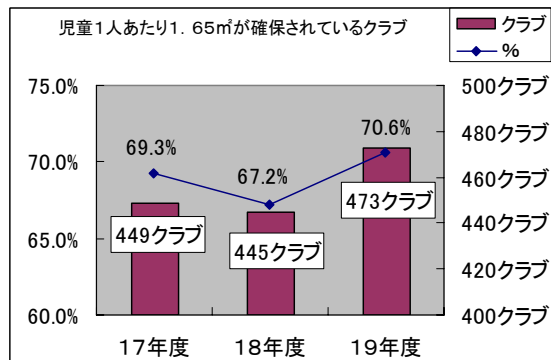
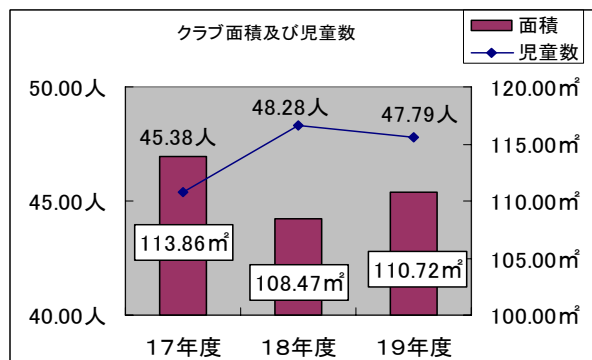
(3) 人員面について



常勤指導員を複数配置しているクラブは、93.4%でほぼ横ばいの数値である。

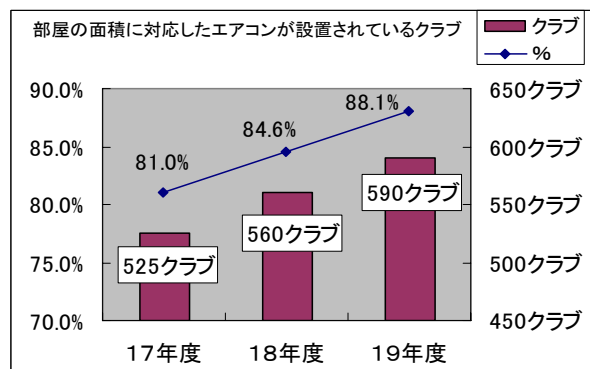
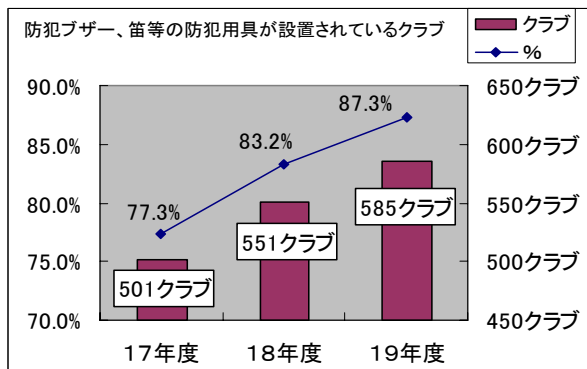
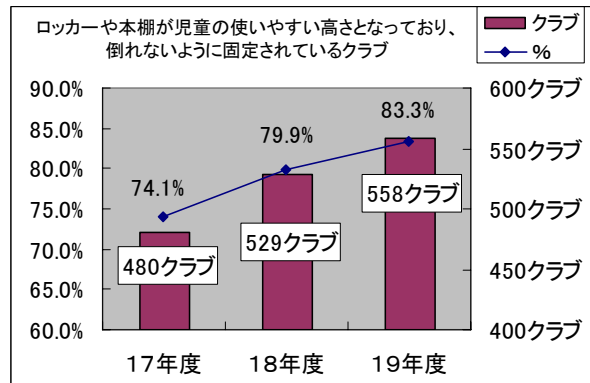
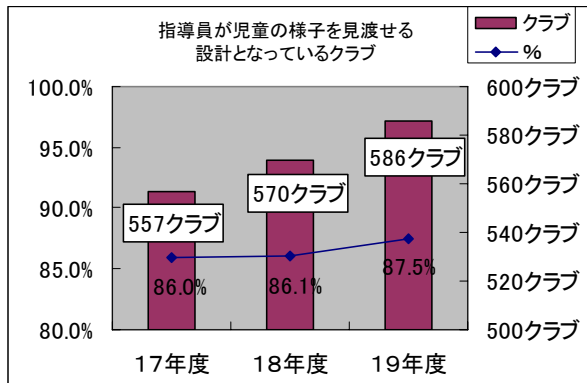
1クラブあたり常時配置されている指導員数は3.9人で前年に比して0.3人増加している。

(4) 施設・設備面について



1クラブあたり登録児童数は、47.79人と前年度比0.49人減となっている。
これにともない、児童1人あたり1.65㎡を確保しているクラブは、70.6%
で前年度比3.4%増となっている。

他方で、児童1人あたり面積は、2.59㎡と前年度比0.03㎡広がっている。



指導員が児童の様子を見渡せるようクラブの設計に配慮しているクラブは、87.5%で前年度比1.4%増となっている。

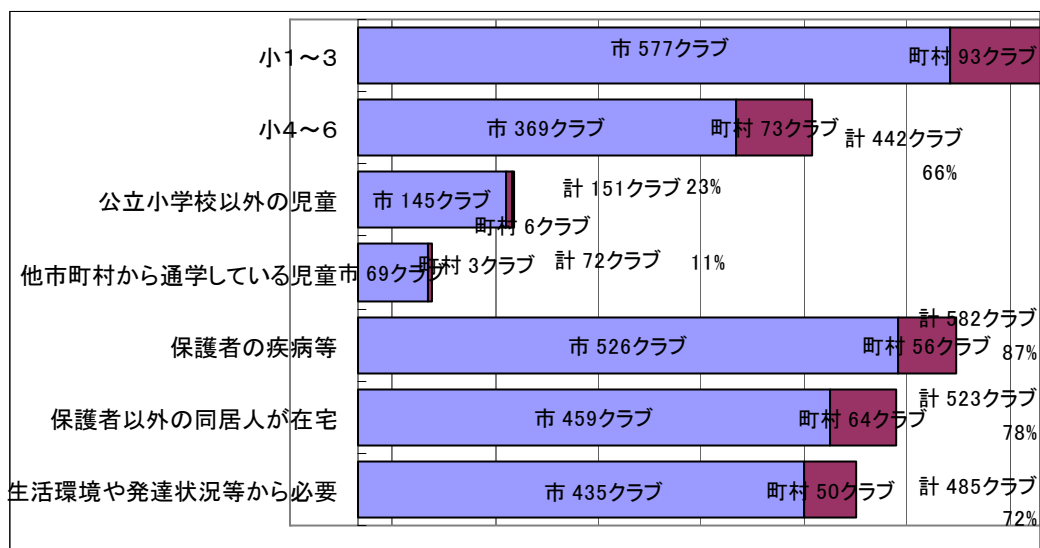
設備が倒れないように固定されているクラブは、83.3%で前年度比3.4%増となっており、また、防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されているクラブは、87.3%で前年度比4.1%増となっているなど、児童の安全面に配慮するクラブが増加している。

部屋の面積に対応したエアコンが設置されているクラブは、88.1%で前年度比3.5%増となっており、児童の快適な生活に配慮するクラブも増加している。

2 放課後児童クラブ運営基準点検表

(1) 総則に関するもの

Q1 対象児童について



(各項目に該当する児童について、受け入れているクラブ数)

Q2 必要面積

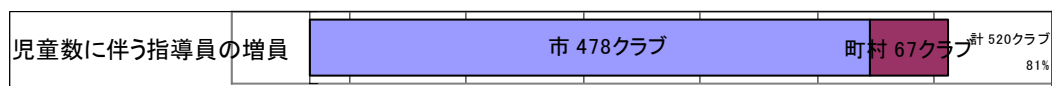
児童が生活するスペースの広さ (㎡) 市平均 105.44 ㎡ 町村平均 116.01 ㎡
 全体平均 110.72 ㎡

児童数 (1クラブあたり平均) 市平均 49.51 人 町村平均 46.08 人
 全体平均 47.79 人

1人あたり面積(児童が生活するスペースの広さ/児童数)
 市平均 2.345 ㎡ 町村平均 2.827 ㎡ 全体平均 2.59 ㎡

Q3 職員配置

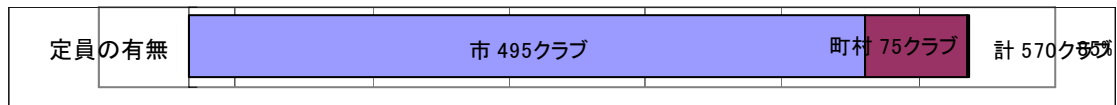
常時指導員数 市平均 3.85 人 町村平均 3.82 人 全体平均 3.9 人



(児童数に伴って指導員増加を検討するクラブ数)

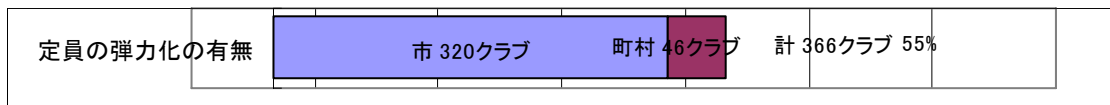
Q4 定員

(定員を定めているクラブ数)

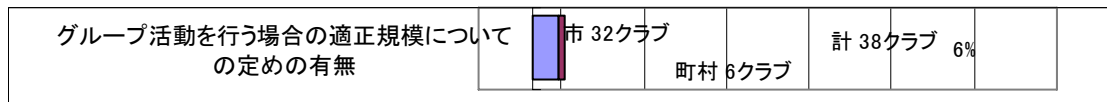


定員数 市平均 49.07人 町村平均 47.73人 全体平均 48.5人

(定員を弾力化しているクラブ数)

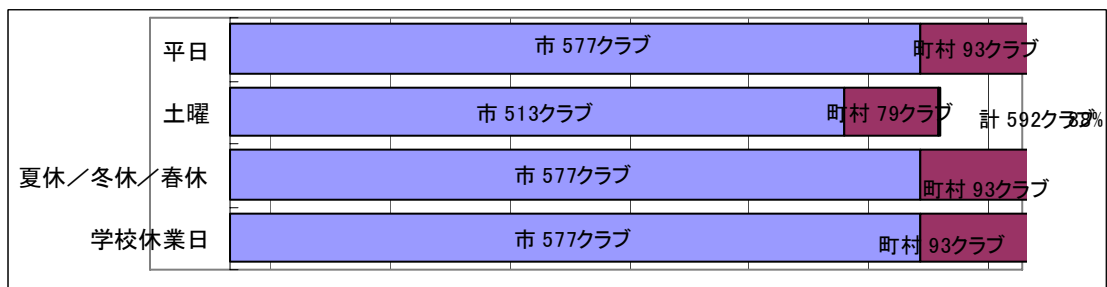


Q5 適正規模



グループ活動を行う場合の適正規模の人数 (人数を定めているクラブの平均)
市平均 17.50人 町村平均 9.20人 全体平均 13.7人

Q6 開設日



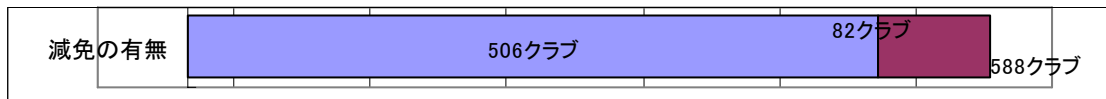
(各項目に開設しているクラブ数)

Q7 開設時間

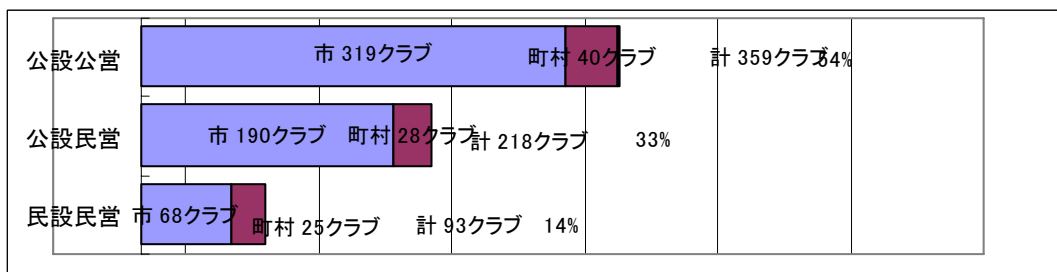
平日の開所時間	市平均 11:36	町村平均 11:55	全体平均 11:46
平日の閉所時間	市平均 18:31	町村平均 18:35	全体平均 18:33
土曜の開所時間	市平均 8:08	町村平均 7:57	全体平均 8:03
土曜の開所時間	市平均 17:31	町村平均 17:20	全体平均 17:25
夏休/冬休/春休の開所時間	市平均 8:04	町村平均 7:55	全体平均 7:59
夏休/冬休/春休の閉所時間	市平均 18:31	町村平均 18:34	全体平均 18:33

Q8 保育料

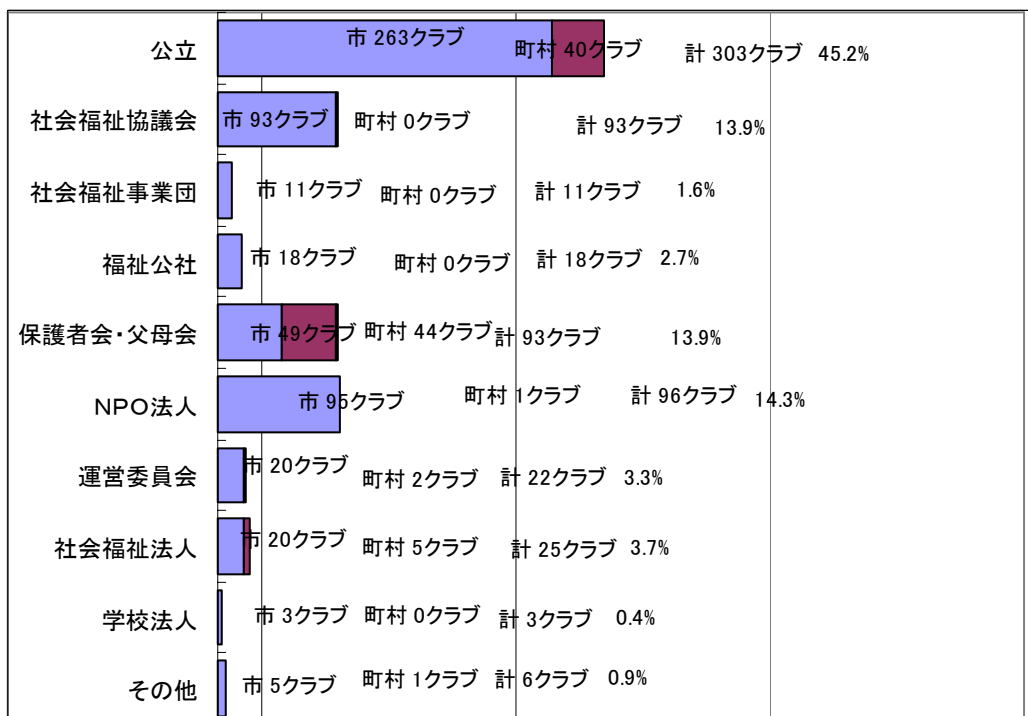
最高額平均	市	9,269.4円
	町村	9,288.2円
	全体平均	9,279円
最低額平均	市	5,184.1円
	町村	6,051.9円
	全体平均	5,618円



Q9 設置形態



Q10 運営主体



(2) 入室に関するもの

Q11 募集案内

広報紙	市 555クラブ	町村 71クラブ	計 626クラブ	93%
ホームページ	市 451クラブ	町村 33クラブ	計 484クラブ	72%
就学説明会	市 313クラブ	町村 49クラブ	計 362クラブ	54%

(募集に際し、使用している媒体等)

Q12 入室の手続き

入室案内説明書を作成し、申し込みに必要な書式とともに配布している	市 567クラブ	町村 88クラブ	計 655クラブ	98%
公営・民営の児童クラブ分を市町村窓口及び児童クラブで配布できるようにしている	市 348クラブ	町村 49クラブ	計 397クラブ	59%
申し込みの受付は、担当窓口又は児童クラブで行っている。	市 504クラブ	町村 90クラブ	計 594クラブ	89%

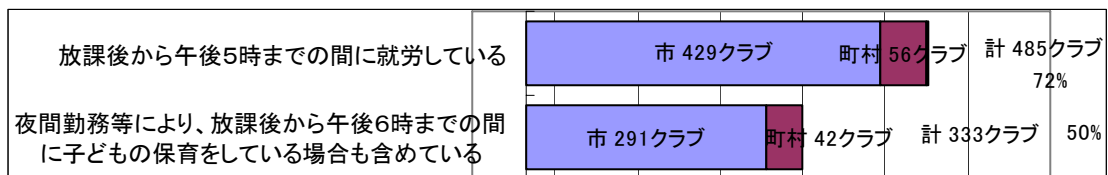
(各項目を実施しているクラブ数)

Q13 入室要件

入室基準調査票を作成し、入室条件の確認を行っている	市 577クラブ	町村 93クラブ	計 670クラブ	93%
審査会等を開催し、複数人で確認を行っている	市 555クラブ	町村 72クラブ	計 627クラブ	94%
審査会等の記録は、公表の対象としている	市 556クラブ	町村 60クラブ	計 616クラブ	93%
入室可否の結果は、余裕をもって通知している	市 517クラブ	町村 70クラブ	計 587クラブ	88%
入室期間は、1年間としている	市 555クラブ	町村 77クラブ	計 632クラブ	94%
随時途中入所ができるようにしている	市 524クラブ	町村 71クラブ	計 595クラブ	94%

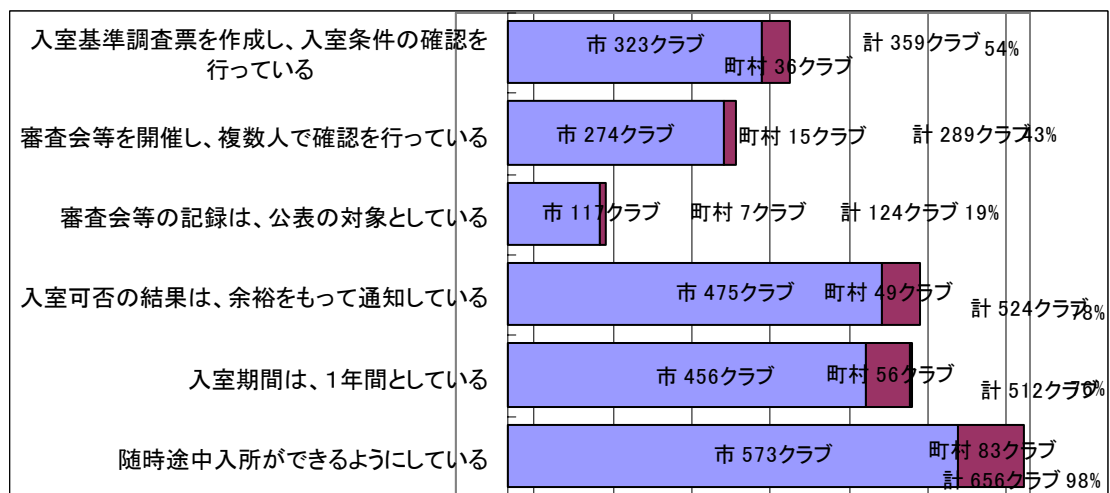
(各項目を入室要件としているクラブ数)

Q14 就労の条件



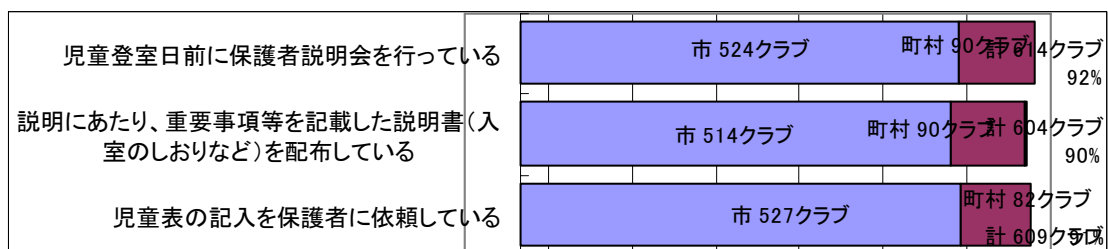
(入室要件における就労の条件として各項目を設定しているクラブ数)

Q15 入室の決定



(入室に際し各項目を実施しているクラブ数)

Q16 入室説明会



(入室説明会に際し各項目を実施しているクラブ数)

(3) 施設に関するもの

Q17 玄関

雨天時等の出入りに支障のないようにひさしが設置され、必要に応じて泥よけマットなどが備えられている	市 518クラブ 町村 87クラブ 計 605クラブ	90%
玄関灯が設置されている	市 518クラブ 町村 91クラブ 計 609クラブ	91%
適正な高さで段差をなくし、低学年児や障害児に配慮したつくりとなっている	市 330クラブ 町村 56クラブ 計 386クラブ	88%
出入り口は、引き違い戸とする等、安全に配慮されている	市 475クラブ 町村 75クラブ 計 550クラブ	82%
児童数に必要な傘立てや下駄箱が設置されている	市 528クラブ 町村 89クラブ 計 617クラブ	92%
玄関付近に連絡箱やお知らせを掲示する場所が設けられている	市 441クラブ 町村 83クラブ 計 524クラブ	87%

Q18 クラブ室

児童の生活(休息、遊び、学習等)ができるよう、児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている	市 410クラブ 町村 63クラブ 計 473クラブ	71%
指導員が児童の様子を見渡せる設計となっている	市 501クラブ 町村 85クラブ 計 586クラブ	87%
ロッカーは、カバンや着替えなどを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分が確保されている	市 477クラブ 町村 81クラブ 計 558クラブ	83%
ロッカーや本棚は、低年齢児にも使いやすい高さとし、倒れることのないように固定されている	市 456クラブ 町村 80クラブ 計 536クラブ	80%
日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置している	市 569クラブ 町村 89クラブ 計 658クラブ	89%
照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮されている	市 325クラブ 町村 53クラブ 計 378クラブ	56%
部屋の面積に対応したエアコンが設置されている	市 506クラブ 町村 84クラブ 計 590クラブ	88%
換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵が設置されている	市 529クラブ 町村 75クラブ 計 604クラブ	90%
床は、フローリング又は畳敷きとなっている	市 549クラブ 町村 86クラブ 計 635クラブ	95%
十分な採光、日照、通風が得られるようになっている	市 549クラブ 町村 90クラブ 計 639クラブ	95%

Q19 休養室

休養室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	市 268クラブ 町村 41クラブ 計 309クラブ	46%
---------------------------------	----------------------------------	-----

Q20 台所

厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	市 495クラブ	町村 83クラブ	計 578クラブ	77%
--	----------	----------	----------	-----

Q21 洗面所

水飲み及び手洗い場は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	市 493クラブ	町村 78クラブ	計 571クラブ	85%
洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	市 530クラブ	町村 93クラブ	計 623クラブ	93%

Q22 トイレ

児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	市 426クラブ	町村 73クラブ	計 499クラブ	74%
換気のための窓や設備が設置されている	市 541クラブ	町村 88クラブ	計 629クラブ	94%

Q23 事務室

職員が事務を行うためのスペースや休養のためのスペースが設けられている	市 251クラブ	町村 52クラブ	計 303クラブ	45%
------------------------------------	----------	----------	----------	-----

Q24 屋外の遊び場

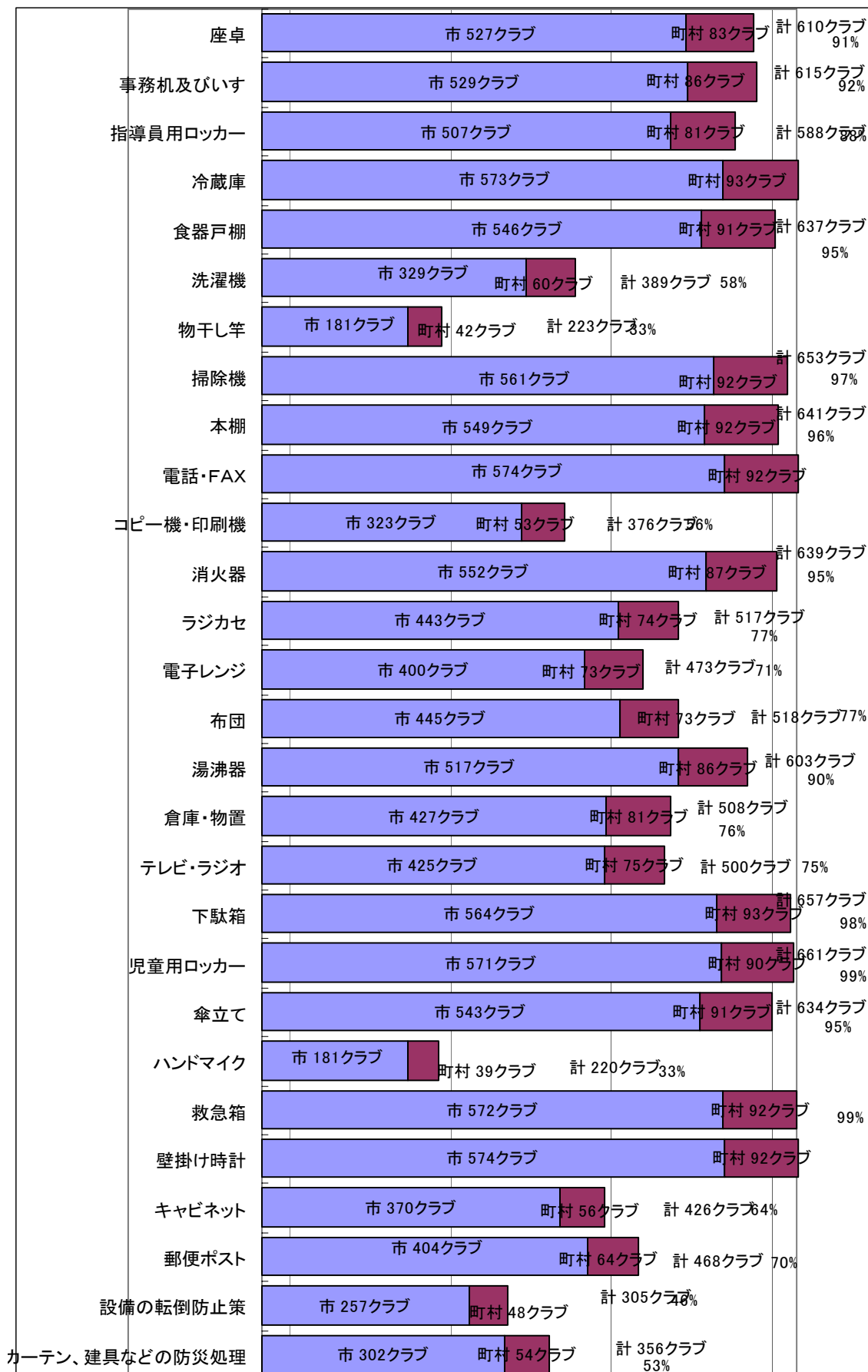
屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替も可)	市 567クラブ	町村 88クラブ	計 655クラブ	98%
---------------------------------	----------	----------	----------	-----

Q25 その他の施設

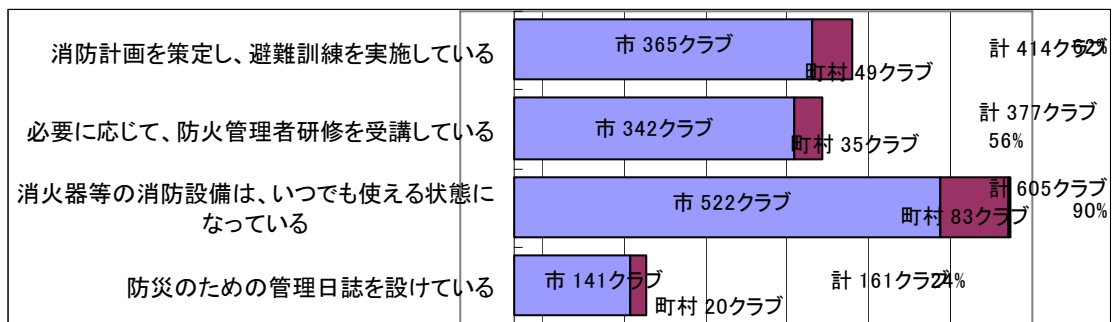
窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	市 502クラブ	町村 80クラブ	計 582クラブ	77%
非常時に備えて、玄関以外に出入り口が設けられている	市 503クラブ	町村 82クラブ	計 585クラブ	87%
障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	市 234クラブ	町村 43クラブ	計 277クラブ	41%
温水シャワーの設備が設けられている	市 104クラブ	町村 11クラブ	計 115クラブ	17%
消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	市 552クラブ	町村 85クラブ	計 637クラブ	85%
防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	市 519クラブ	町村 66クラブ	計 585クラブ	87%

Q26

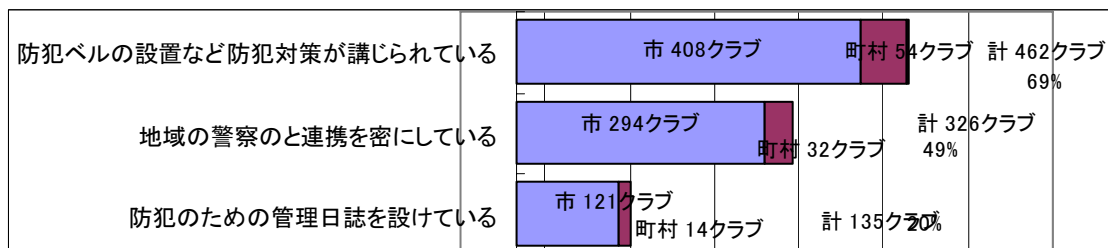
必要性や使用目的に応じた設備の有無



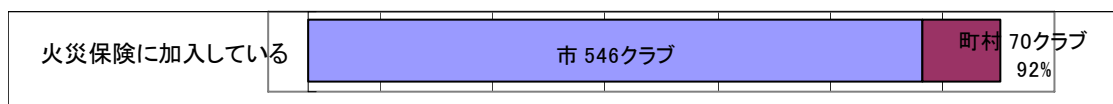
Q27 消防



Q28 防犯

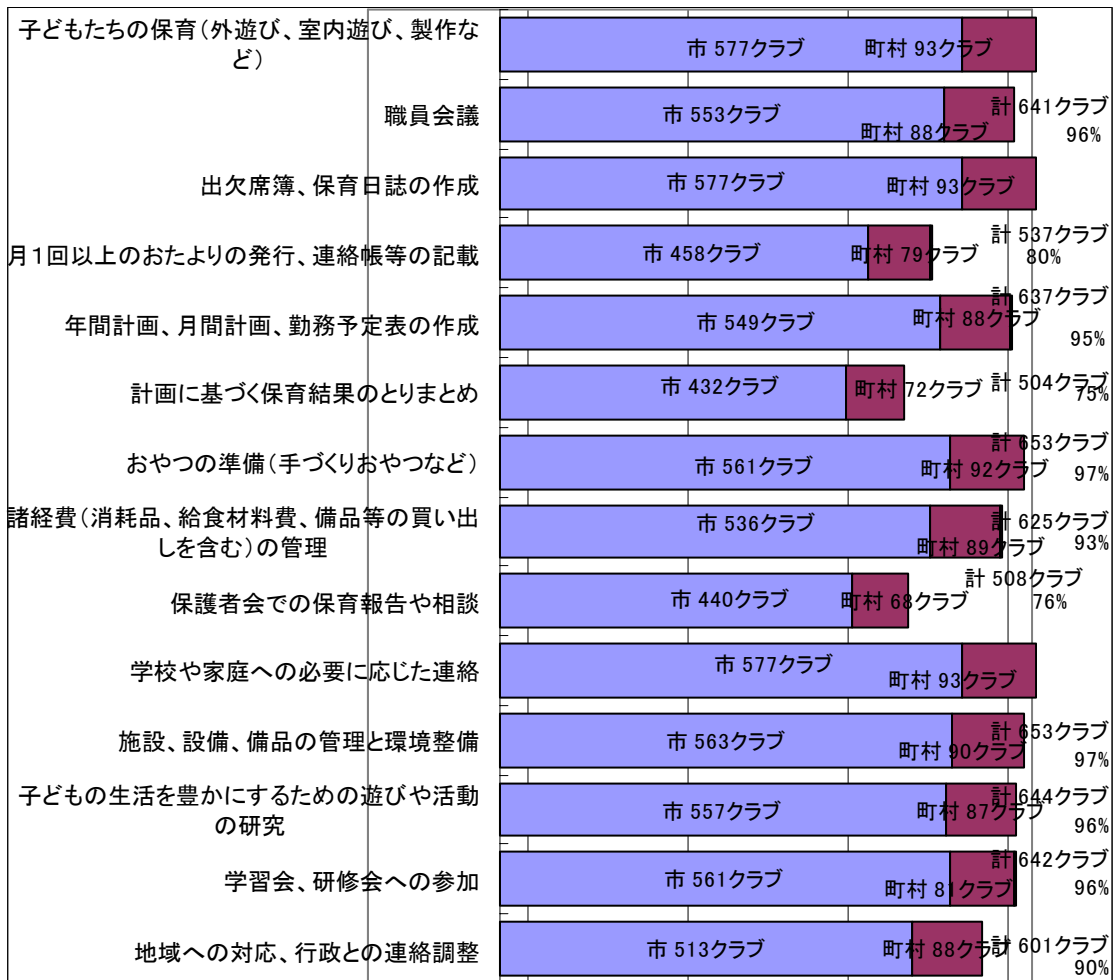


Q29 火災保険等



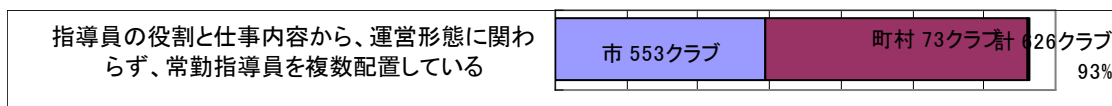
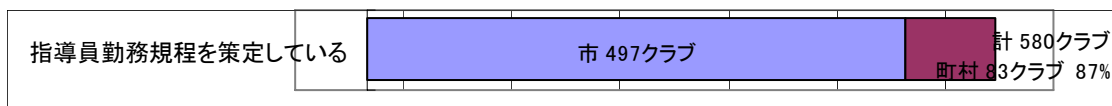
(4) 放課後児童指導員に関するもの

Q30 指導員の職務



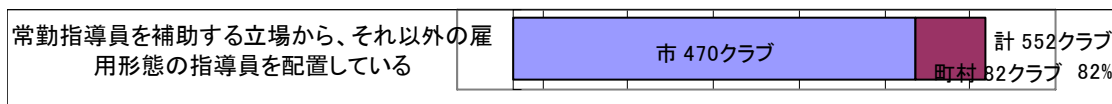
(指導員の職務として各項目を設定しているクラブ数)

Q31 指導員の体制



複数配置している場合は、常勤職員の人数

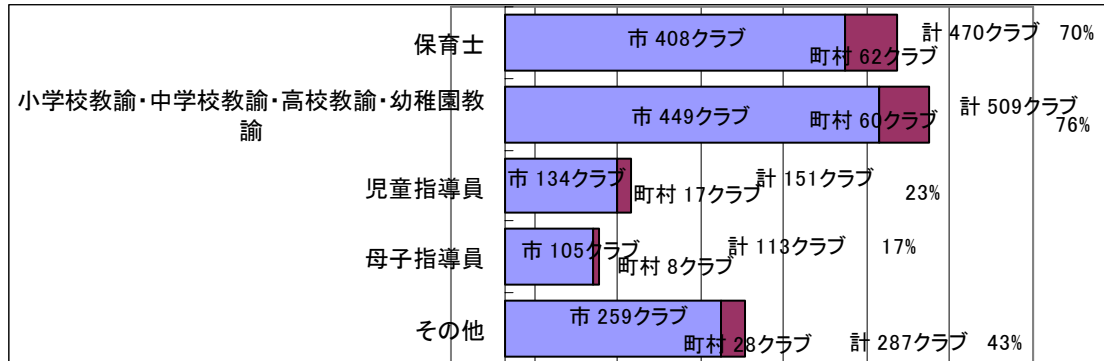
市平均 2.73人 町村平均 2.29人 全体平均 2.51人



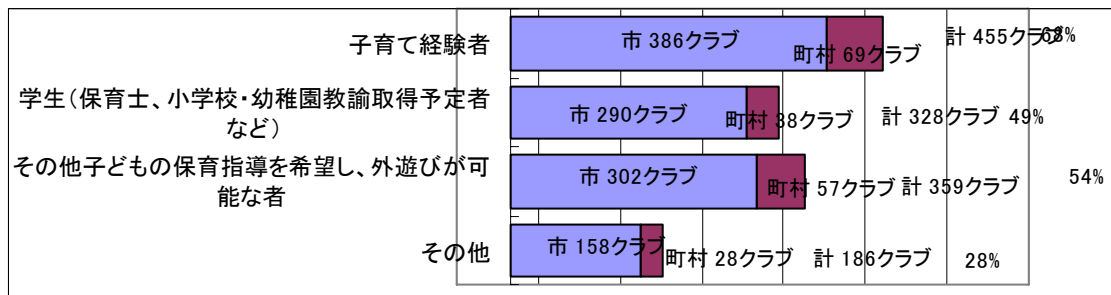
複数配置している場合は、補助的職員の人数

市平均 2.13人 町村平均 2.88人 全体平均 2.50人

Q32 常勤・選任指導員の資格



Q33 非常勤指導員の資格

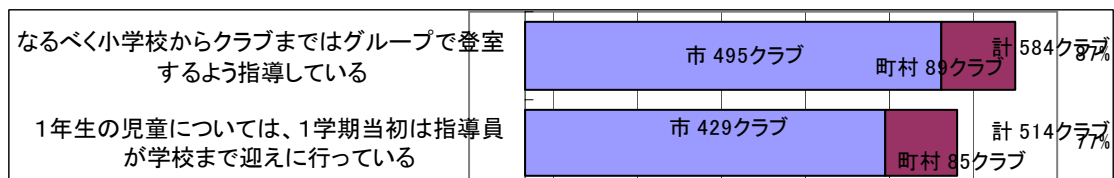


Q34 健康診断



(5) 事業の管理・運営に関するもの

Q35 登室時の対応



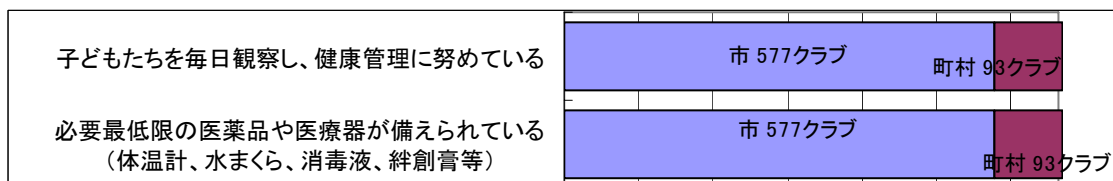
Q36 降室時の対応



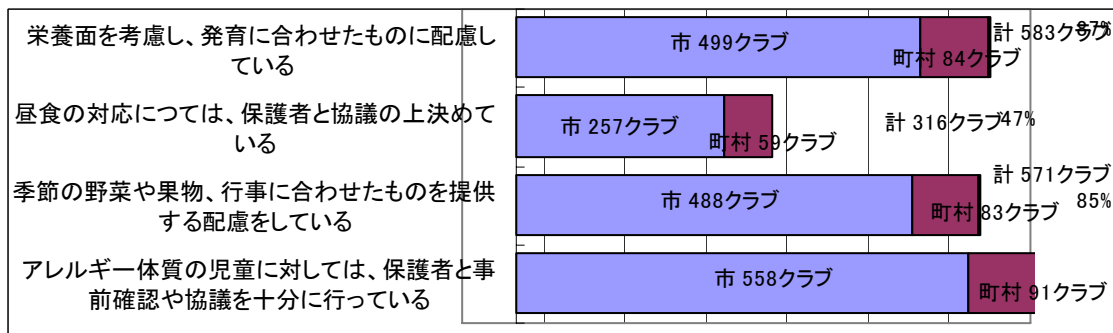
Q37 出欠の対応



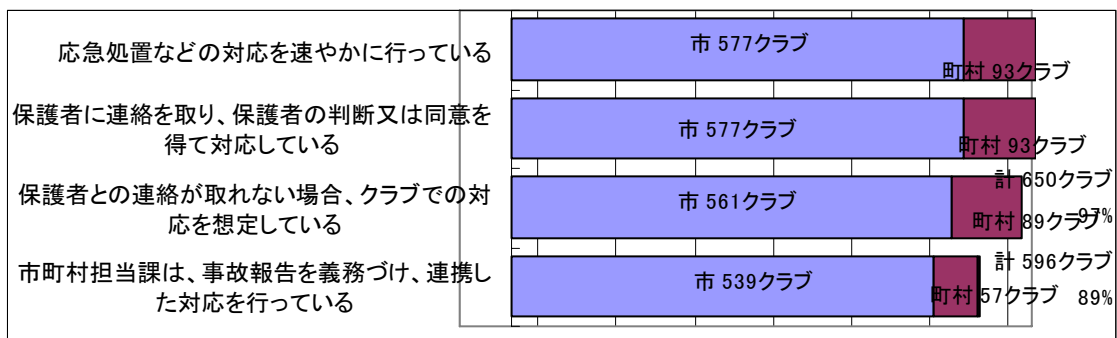
Q38 児童の健康管理



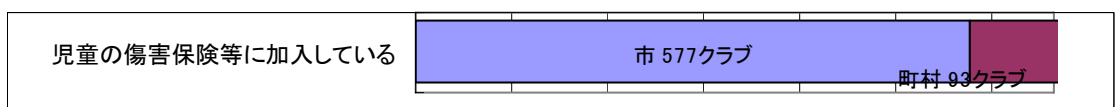
Q39 おやつ・昼食の対応



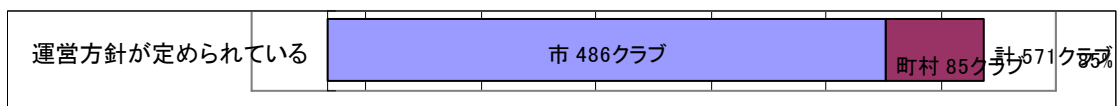
Q40 事故やけがへの対応



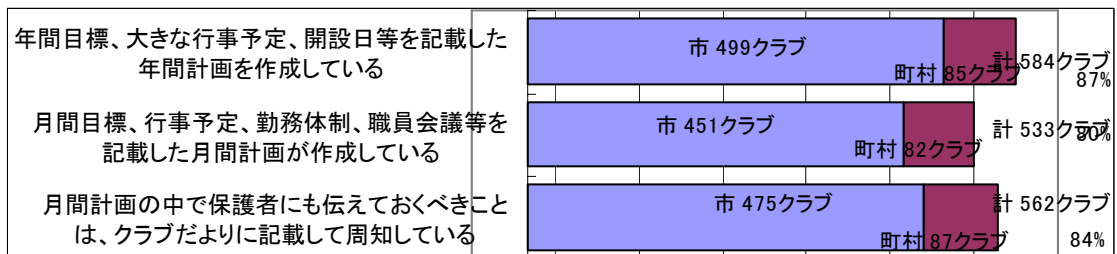
Q41 障害保険



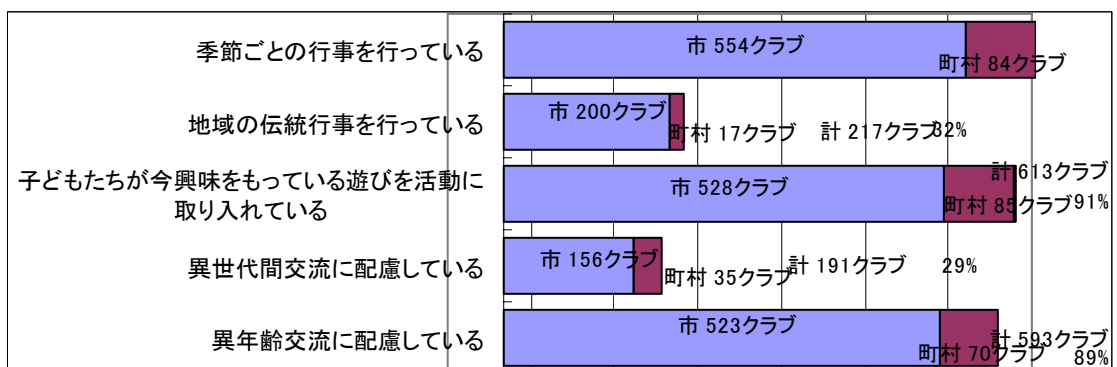
Q42 運営方針



Q43 事業計画



Q44 具体的な活動内容



Q45 クラブだより・連絡帳

クラブだよりは、月1回以上のペースで発行している	市 390クラブ	町村 76クラブ	計 466クラブ 70%
連絡帳を活用している	市 357クラブ	町村 28クラブ	計 385クラブ 57%

Q46 保護者の事業参画

事業実施者は、保護者が事業運営に参画するよう努めている	市 335クラブ	町村 61クラブ	計 396クラブ 59%
保護者は、保護者が集い意思を集める場として保護者会(父母会)が設置されている	市 379クラブ	町村 65クラブ	計 444クラブ 66%
保育内容の充実のため、保護者の願いや意見を反映し、保護者会(父母会)との協力・連携に努めている	市 421クラブ	町村 77クラブ	計 498クラブ 74%

(6) 障害児の入室に関するもの

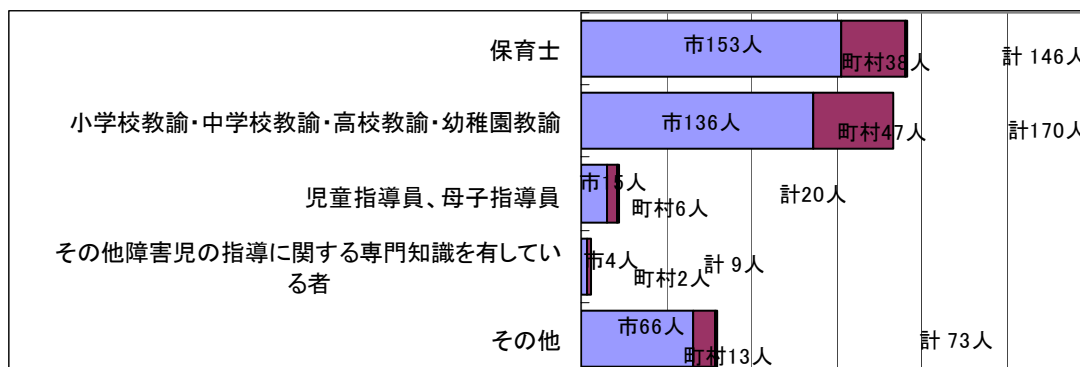
Q47 受け入れの対象となる障害児

障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	市 392クラブ	町村 54クラブ	計 446クラブ 67%
他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	市 504クラブ	町村 58クラブ	計 562クラブ 84%
事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	市 477クラブ	町村 48クラブ	計 525クラブ 78%

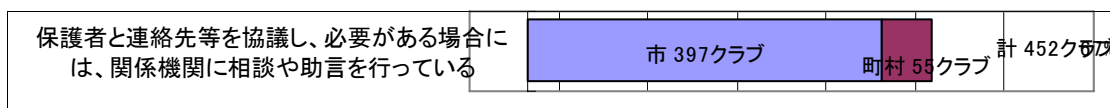
Q48 入室の判定

入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	市 470クラブ	町村 58クラブ	計 528クラブ 79%
児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	市 321クラブ	町村 39クラブ	計 360クラブ 54%
入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	市 464クラブ	町村 61クラブ	計 525クラブ 78%
入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している。	市 414クラブ	町村 48クラブ	計 462クラブ 69%

Q49 障害担当指導員の資格

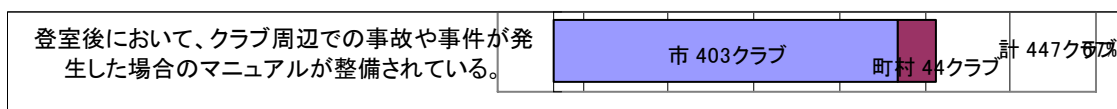


Q50 関係機関との連携



(7) 緊急時の対応に関するもの

Q51 事故・事件

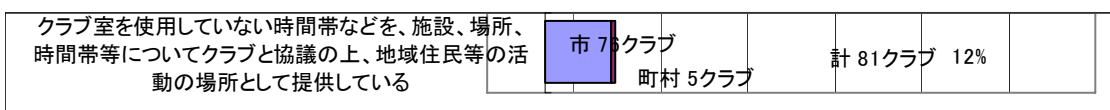


(8) 学校・地域との関わりに関するもの

Q52 学校、地域等との連携



Q53 地域住民への施設開放



(9) 苦情処理に関するもの

Q54 苦情処理

苦情受付担当者が決められている	市 303クラブ 町村 37クラブ	計 340クラブ	58%
第三者委員が選任されている	市 78クラブ 町村 10クラブ	計 88クラブ	13%
苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	市 104クラブ 町村 4クラブ	計 108クラブ	16%

(10) 指導員の研修に関するもの

Q55 研修の周知等

市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	市 552クラブ 町村 88クラブ	計 640クラブ	99%
研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	市 364クラブ 町村 69クラブ	計 433クラブ	65%

Q56 研修の出席状況

県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	市621人 町村148人	計941人	
市町村主催研修の参加者数	市940人 町村89人	計1311人	
県連協主催研修の参加者数	市479人 町村128人	計774人	

(11) 自己点検に関するもの

Q57 自己点検

日常点検表等により、毎日の点検を行っている	市 332クラブ 町村 56クラブ	計 388クラブ	58%
施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	市 229クラブ 町村 30クラブ	計 259クラブ	39%
放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	市 264クラブ 町村 42クラブ	計 306クラブ	46%